

## 大阪府と株式会社ローソンとの包括連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、相互に連携の強化を図ることで府民サービスの向上及び地域の活性化を推進するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に密接な連携を図り、及び協働することにより、地域の諸課題に迅速かつ的確に対応し、府民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）大阪府の情報発信や施策PRに関すること。
- （2）地域の安全・安心等に関すること。
- （3）地産地消・地産他消や食育に関すること。
- （4）子育てや福祉の向上に関すること。
- （5）自然環境の保全や生活環境対策に関すること。
- （6）観光やブランド振興・文化に関すること。
- （7）その他必要と認められる事項

2 前項各号に定める事項に関する連携を効果的に推進するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、乙のフランチャイズ加盟店、店舗賃借人、取引先その他利害関係者の協力のもと、甲乙合意の上、決定する。

（協議の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より3年間とする。なお、期間満了の1月前までに、甲又は乙より書面による特段の申し出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生

じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年 7月 7日

甲：大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号

大阪府知事

橋 下 徹

乙：東京都品川区大崎一丁目11番2号  
ゲートシティ大崎イーストタワー

株式会社ローソン

代表取締役社長 CEO 新 浪 剛 史

## 変更協定書

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）は、平成21年7月7日付で締結した「大阪府と株式会社ローソンとの包括連携に関する協定書」（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（変更内容）

第1条 原協定第2条第1項各号を次のとおり改める。

- （1） 環境に関する事
- （2） 福祉に関する事
- （3） 子ども・教育に関する事
- （4） 人権・多様性に関する事
- （5） 地域活性化・まちづくりに関する事

第2条 原協定第2条に次の1項を追加する。

- 3 甲及び乙は、具体的な実施事項について、有効期間ごとに見直しを行い、甲乙合意の上決定する。

第3条 原協定第4条第1項を次のとおり改める。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、令和11年3月31日までとする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から3年間継続するものとし、その後も同様とする。

第4条 その他条項については、原協定のとおりとする。

（効力発生日）

第5条 この協定の効力は、この協定の締結日から発生するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

甲：大阪府

大阪府知事

乙：東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー

株式会社ローソン

代表取締役 社長